

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年11月5日

【四半期会計期間】 第12期第2四半期(自平成24年7月1日至平成24年9月30日)

【会社名】 クルーズ株式会社

【英訳名】 CROOZ, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小淵 宏二

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー

【電話番号】 03 - 5786 - 7080

【事務連絡者氏名】 取締役 経営戦略担当執行役員 仲佐 義規

【最寄りの連絡場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー

【電話番号】 03 - 5786 - 7080

【事務連絡者氏名】 取締役 経営戦略担当執行役員 仲佐 義規

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期 第2四半期 累計期間	第12期 第2四半期 累計期間	第11期
会計期間	自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日	自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日
売上高 (千円)	3,864,370	4,977,722	8,935,270
経常利益 (千円)	994,136	830,854	1,955,808
四半期(当期)純利益 (千円)	583,631	508,590	1,139,366
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	418,435	423,203	423,203
発行済株式総数 (株)	127,292	127,812	127,812
純資産額 (千円)	2,014,915	2,008,234	2,580,365
総資産額 (千円)	3,039,526	3,320,681	4,178,025
1株当たり四半期(当期)純 利益金額 (円)	4,605.30	4,240.18	8,965.54
潜在株式調整後1株当たり四 半期(当期)純利益金額 (円)	4,409.52	4,220.57	8,615.03
1株当たり配当額 (円)	-	-	1,500.00
自己資本比率 (%)	66.1	60.2	61.6
営業活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	290,112	131,047	1,494,940
投資活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	102,372	191,484	405,522
財務活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	174,581	1,077,965	165,648
現金及び現金同等物の四半期 末(期末)残高 (千円)	1,531,759	1,303,966	2,442,369

回次	第11期 第2四半期 会計期間	第12期 第2四半期 会計期間
会計期間	自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日	自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	2,354.08	2,680.45

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 持分法を適用した場合の投資利益については、第11期第2四半期累計期間は関連会社がないため記載しておりません。第12期第2四半期累計期間及び第11期は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい非連結子会社及び関連会社であるため、記載を省略しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の状況についても変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期累計期間のインターネットビジネス市場は、モバイルインターネット領域が成長を加速し拡大を続けました。特に、当社が注力事業と位置づけているソーシャルゲームは、急速に市場を拡大し、その市場規模は平成23年度に2,650億円と、ゲームソフト市場でトップの規模に成長しました。また、今後も市場の成長は継続し、2年以内に5,750億円を超える見込みです（注1）。また、スマートフォンの本格的な普及が進む中、モバイルインターネットの利用がさらに拡大すると見られ、モバイルインターネットビジネスの存在感は今後のインターネットビジネス市場においてますます高まるものと考えています。

そのような状況の中、当社におきましては、昨年度末にリリースしたオリジナルゲームタイトルである「神魔×継承！ラグナブレイク」がMobage上で登録会員数が100万人（平成24年9月末時点）を突破し成長を続けております。加えて、当社が提供するコンテンツの平成24年9月末時点の合計会員数は、あわせて932万人（注2）を突破し、引き続きソーシャルゲーム業界を牽引するポジションを確立しています。

また、当社では、ユーザーの動向分析や効果検証といったPDCAサイクルを、人に依存せずに素早く実施できるようにするために、マーケティングデータベース「Compass」、開発高速化フレームワーク「Venus」、大量のトラフィックに柔軟に対応できるインフラ共通基盤「Zeus」、業務高速化システム「Chronometer」という4つの自社システムを保有し、これらの改善を日々進めることにより、継続的に技術力を成長させています。さらに、「神魔×継承！ラグナブレイク」を代表とする高品質オリジナルタイトルの提供、およびコンテンツ自体に魅力があり、ソーシャルゲームの醍醐味であるコミュニケーション要素の強い版權を持つことで他社と差別化を行っております。

今後は、引き続き提供するゲームの選択と集中を進め、「神魔×継承！ラグナブレイク」などの高品質オリジナルタイトルに絞って提供してまいります。

海外展開につきましては、「神魔×継承！ラグナブレイク」を欧米向けにローカライズした「Deity Wars」の配信を手始めに、まずは市場規模の大きい北米でのヒットを狙ってゲームを配信してまいります。また、グローバルな人材採用やオフショア開発拠点の計画を推進し、海外でヒットタイトルを出せる組織作りとノウハウ蓄積を進め、海外売上比率を高めてまいります。

この結果、当第2四半期累計期間における売上高は4,977,722千円（前年同四半期比28.8%増）、売上原価は2,916,071千円（前年同四半期比53.1%増）、営業利益は823,905千円（前年同四半期比17.1%減）、経常利益は830,854千円（前年同四半期比16.4%減）、四半期純利益は508,590千円（前年同四半期比12.9%減）となりました。

（注1）一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の調査を基に当社にて算出しております。

（注2）会員数はCR00Z単体の数字のみを記載しており、閉鎖したタイトルや閉鎖予定のタイトルは会員数から既に除外しております。

セグメントごとの業績の状況を示すと次のとおりであります。

インターネットコンテンツ事業

売上高は4,065,414千円（前年同四半期比38.3%増）、セグメント利益は755,852千円（前年同四半期比17.5%減）となりました。

インターネットコマース事業

売上高は777,693千円（前年同四半期比0.9%増）、セグメント損失は5,754千円（前年同四半期は1,016千円のセグメント損失）となりました。

インターネットソリューション事業

売上高は134,614千円（前年同四半期比12.5%減）、セグメント利益は73,807千円（前年同四半期比6.1%減）となりました。

(2) 財政状態の分析

（総資産）

当第2四半期会計期間末における総資産は、売上増加に伴い売掛金が188,097千円増加した一方で、法人税、配当金の支払、自己株式の取得などによる現金及び預金の減少1,138,402千円などにより、3,320,681千円（前事業年度比20.5%減）となり、前事業年度比857,343千円の減少となりました。

（負債）

当第2四半期会計期間末における負債は、未払法人税等の減少273,709千円などにより、1,312,446千円（前事業年度比17.9%減）となり、前事業年度比285,213千円の減少となりました。

（純資産）

当第2四半期会計期間末における純資産は、配当金の支払191,718千円及び四半期純利益の計上508,590千円により利益剰余金が316,872千円増加した一方で、自己株式の増加888,719千円などにより、2,008,234千円（前事業年度比22.2%減）となり、前事業年度比572,130千円の減少となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物は1,303,966千円となり、前年同四半期比227,792千円の減少となりました。

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは131,047千円の増加(前年同四半期比159,065千円の収入減少)となりました。

主な要因は、税引前四半期純利益822,069千円によるものであり、主な支出要因は、売上債権の増加額188,097千円、税金の支払額560,907千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは191,484千円の減少(前年同四半期比89,111千円の支出増加)となりました。

主な要因は、本社増床及びサーバー等の購入など有形固定資産の取得による支出131,093千円、関係会社株式の取得による支出34,950千円、投資有価証券の取得による支出31,856千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは1,077,965千円の減少(前年同四半期比903,384千円の支出増加)となりました。

主な要因は、配当金支払による支出191,718千円、自己株式の取得による支出888,719千円によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

(6) 従業員数

当第2四半期累計期間において、当社の従業員数は、事業拡大に伴い184名増加しておりますが、主としてインターネットコンテンツ事業における増加であります。

なお、従業員数は、就業人員数を記載しております。

(7) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当第2四半期累計期間において、経営成績に重要な影響を与える要因について重要な変更はありません。

(8) 経営者の問題認識と今後の方針について

当第2四半期累計期間において、経営者の問題意識と今後の方向性についての重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	438,864
計	438,864

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年11月5日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	127,812	127,812	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株制度を採用 していません。
計	127,812	127,812	-	-

(注) 提出日現在発行数には、平成24年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成24年8月8日
新株予約権の数(個)	1,230(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,230(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,100(注)2
新株予約権の行使期間	平成24年8月25日～平成34年8月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,100 資本組入額 25,050
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときには、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、決議による新株発行予定数から、退職等による権利を喪失した数を控除した数のことである。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で株式の数を調整することができる。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算定式により行使価格を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が当社の普通株式の時価を下回る価格で新株を発行又は自己株式を処分するときには、次の算式により発行価格を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算定式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」にそれぞれ読みかえるものとする。さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価格の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価格の調整を行うことができるものとする。

3 新株予約権の行使条件

新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権者は、以下の区分に従い、割当てられた新株予約権個数のうち、その全部または一部につき新株予約権を行使することができる。但し、権利行使は1個単位とする。

- (a) 平成24年8月25日から平成27年8月24日までは、割当てられた新株予約権の行使は一切できないものとする。
- (b) 平成27年8月25日から平成30年8月24日までは、割当てられた新株予約権のうち、2分の1を上限として行使できる。
- (c) 平成30年8月25日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでは、割当てられた新株予約権のうち、2分の1を上限として行使できる。
- (d) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場している証券取引所の普通取引終値に基づいて算出した時価総額が一度でも300億円を超過しなかった場合、割当てられた新株予約権の行使は一切できないものとする。
- (e) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場している証券取引所の普通取引終値に基づいて算出した時価総額が一度でも300億円を超過した場合、上記(a)乃至(c)の定めに従い、割当てられた新株予約権のうち、2分の1について行使できる。
- (f) 割当日から平成30年8月24日までの間に当社が上場している証券取引所の普通取引終値に基づいて算出した時価総額が一度でも600億円を超過した場合、上記(a)乃至(c)の定めに従い、割当てられた新株予約権の全てを行使することができるものとする。ただし、本新株予約権者が行使した新株予約権の数が、上記(b)に規定する上限に達しない場合、上記(c)の定めにかかわらず、割当てられた新株予約権のうち未行使の新株予約権を全て行使することができるものとする。
- (g) 平成30年8月25日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場している証券取引所の普通取引終値に基づいて算出した時価総額が一度でも600億円を超過した場合、上記(c)の定めにかかわらず、超過した時点以降、割当てられた新株予約権の全てを行使することができるものとする。

上記にかかわらず、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場している証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の一度でも権利行使価額に30%（ただし、上記(注)2に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を権利行使価額の75%（ただし、上記(注)2に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）の価額で行使期間の終期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
- (b) 当社が法令や当社が上場している証券取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
- (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権割当日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
- (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

4 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記1に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から本新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の定めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

本新株予約権の定めに準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び取得の条件

本新株予約権の定めに準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成24年7月1日～ 平成24年9月30日	-	127,812	-	423,203	-	413,203

(6) 【大株主の状況】

平成24年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
小淵 宏二	東京都港区	49,550	38.76
田沢 知志	東京都北区	10,200	7.98
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜2-4-6	3,541	2.77
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM	2,054	1.60
BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS JP REC ITIC	CITIGROUP CENTER CANADA SQUARE CANARY WHARF LONDON E14 5LB UK	2,040	1.59
株式会社ブレア	東京都渋谷区渋谷2丁目17-3	1,670	1.30
昔農 千春	京都府相楽郡精華町	1,366	1.06
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	917	0.71
株式会社オプト	東京都千代田区四番町6番 東急番町ビル	901	0.70
BNYM SA/NV FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNT E LSCB	ONE CHURCHILL PLACE LONDON E14 5HP UK	702	0.54
計	-	72,941	57.06

(注) 1. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 917株

2. 上記のほか当社所有の自己株式14,934株(11.68%)があります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 14,934		
完全議決権株式(その他)	普通株式 112,878	112,878	
単元未満株式			
発行済株式総数	127,812		
総株主の議決権		112,878	

【自己株式等】

平成24年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) クルーズ株式会社	東京都港区六本木6丁目 10番1号	14,934	-	14,934	11.68
計	-	14,934	-	14,934	11.68

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間（平成24年7月1日から平成24年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	2.9%
売上高基準	0.7%
利益基準	2.2%
利益剰余金基準	0.6%

会社間項目の消去後の数値により算出しております。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期会計期間 (平成24年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,442,369	1,303,966
売掛金	1,056,400	1,244,498
商品	32,489	17,722
その他	76,667	66,799
貸倒引当金	4,359	2,509
流動資産合計	3,603,568	2,630,477
固定資産		
有形固定資産	161,886	226,057
無形固定資産	29,249	26,528
投資その他の資産	383,321	437,617
固定資産合計	574,457	690,204
資産合計	4,178,025	3,320,681
負債の部		
流動負債		
買掛金	631,261	592,938
未払法人税等	570,904	297,195
ポイント引当金	9,899	7,389
その他	385,594	414,923
流動負債合計	1,597,660	1,312,446
負債合計	1,597,660	1,312,446
純資産の部		
株主資本		
資本金	423,203	423,203
資本剰余金	413,203	413,203
利益剰余金	1,738,445	2,055,318
自己株式	-	888,719
株主資本合計	2,574,852	2,003,005
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	260	2,494
評価・換算差額等合計	260	2,494
新株予約権	5,252	7,723
純資産合計	2,580,365	2,008,234
負債純資産合計	4,178,025	3,320,681

(2)【四半期損益計算書】
【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
売上高	3,864,370	4,977,722
売上原価	1,905,059	2,916,071
売上総利益	1,959,310	2,061,651
販売費及び一般管理費	965,306	1,237,745
営業利益	994,004	823,905
営業外収益		
受取利息	158	197
業務受託手数料	-	6,014
投資事業組合運用益	-	549
その他	696	1,098
営業外収益合計	855	7,861
営業外費用		
自己株式取得費用	-	911
その他	723	-
営業外費用合計	723	911
経常利益	994,136	830,854
特別利益		
関係会社清算益	-	11,119
新株予約権戻入益	-	95
特別利益合計	-	11,214
特別損失		
倉庫移転費用	3,935	-
和解金	-	20,000
特別損失合計	3,935	20,000
税引前四半期純利益	990,201	822,069
法人税、住民税及び事業税	392,366	290,084
法人税等調整額	14,202	23,394
法人税等合計	406,569	313,478
四半期純利益	583,631	508,590

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	990,201	822,069
減価償却費	32,652	48,849
貸倒引当金の増減額（は減少）	3,716	1,849
ポイント引当金の増減額（は減少）	4,036	2,509
受取利息	158	197
投資事業組合運用損益（は益）	-	549
関係会社清算損益（は益）	-	11,119
和解金	-	20,000
倉庫移転費用	3,935	-
売上債権の増減額（は増加）	280,992	188,097
仕入債務の増減額（は減少）	43,129	38,322
未払金の増減額（は減少）	44,881	48,246
その他の資産の増減額（は増加）	8,838	6,062
その他の負債の増減額（は減少）	5,548	9,175
小計	737,252	711,756
利息の受取額	158	197
法人税等の支払額	447,298	560,907
和解金の支払額	-	20,000
営業活動によるキャッシュ・フロー	290,112	131,047
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	27,183	131,093
投資有価証券の取得による支出	-	31,856
投資有価証券の売却による収入	-	2,100
無形固定資産の取得による支出	676	10,185
関係会社株式の取得による支出	33,200	34,950
子会社の清算による収入	-	20,119
保険積立金の積立による支出	5,618	5,618
敷金の差入による支出	35,695	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	102,372	191,484
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	10,601	-
自己株式の取得による支出	-	888,719
配当金の支払額	189,882	191,718
新株予約権の発行による収入	4,700	2,471
財務活動によるキャッシュ・フロー	174,581	1,077,965
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	13,159	1,138,402
現金及び現金同等物の期首残高	1,518,600	2,442,369
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,531,759	1,303,966

【会計方針の変更等】

当第2四半期累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 当社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 なお、これによる当第2四半期累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
回収代行手数料	353,571千円	490,903千円
広告宣伝費	329,938千円	335,255千円
ポイント引当金繰入額	8,707千円	7,167千円
貸倒引当金繰入額	6,826千円	373千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
現金及び預金勘定	1,531,759千円	1,303,966千円
小計	1,531,759千円	1,303,966千円
現金及び現金同等物	1,531,759千円	1,303,966千円

(株主資本等関係)

前第2四半期累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月9日 取締役会	普通株式	189,882	1,500	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金

2 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

当第2四半期累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年5月14日 取締役会	普通株式	191,718	1,500	平成24年3月31日	平成24年6月28日	利益剰余金

2 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

当社は、平成24年5月15日開催の取締役会および平成24年6月29日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得を決議し、当第2四半期累計期間に888,719千円を取得しております。この結果、当第2四半期会計期間末における自己株式の残高は888,719千円となっております。

(持分法損益等)

当社が有しているすべての非連結子会社及び関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい非連結子会社及び関連会社であるため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	インターネットコンテンツ事業	インターネットコマース事業	インターネットソリューション事業	合計
売上高				
外部顧客への売上高	2,939,354	771,100	153,914	3,864,370
計	2,939,354	771,100	153,914	3,864,370
セグメント利益	916,428	1,016	78,593	994,004

(注) セグメント利益の合計額は四半期損益計算書の営業利益と一致しております。

当第2四半期累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	インターネットコンテンツ事業	インターネットコマース事業	インターネットソリューション事業	合計
売上高				
外部顧客への売上高	4,065,414	777,693	134,614	4,977,722
計	4,065,414	777,693	134,614	4,977,722
セグメント利益又は損失 ()	755,852	5,754	73,807	823,905

(注) セグメント利益の合計額は四半期損益計算書の営業利益と一致しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	4,605.30円	4,240.18円
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	583,631	508,590
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	583,631	508,590
普通株式の期中平均株式数(株)	126,730	119,945
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	4,409.52円	4,220.57円
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	5,626	557
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年10月30日

クルーズ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 猪瀬 忠彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上田 雅也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているクルーズ株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第12期事業年度の第2四半期会計期間（平成24年7月1日から平成24年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、クルーズ株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。